

「令和8年7月滋賀県甲賀市の土砂崩れ災害義援金」募集要綱

社会福祉法人 滋賀県共同募金会

1 趣旨

令和8年7月5日から大雨等により、令和8年7月7日に滋賀県甲賀市において土砂崩れが発生し、災害救助法が適用されました。

滋賀県では、この災害により被災された方々を支援することを目的として義援金を募集することが決定されました。

これを受けて、滋賀県共同募金会（以下「本会」という。）においても「災害義援金」の募集を行うこととします。

2 義援金の名称

令和8年7月滋賀県甲賀市の土砂崩れ災害義援金

3 受付期間

令和8年8月10日（月）から令和9年1月29日（金）まで

4 義援金受入れ口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
滋賀銀行	県庁支店	普通預金 539167	社会福祉法人 滋賀県共同募金会
ゆうちょ銀行	口座記号番号 00970-2-239829		滋賀県共募甲賀市の土砂崩れ災害義援金

※滋賀銀行本・支店間の窓口からの振込については、手数料は無料となります。

※ゆうちょ銀行の本・支店及び郵便局窓口からの振込手数料は無料となります。

※上記以外の他銀行からの振り込み、ATM、ネットバンキング等からの振込については手数料が必要となります。

※義援物資の取扱はしておりません。

5 義援金の配分

義援金については、「令和8年7月滋賀県甲賀市の土砂崩れ災害義援金募集・配分委員会」が取りまとめ、配分基準に基づいて被災者に配分されることとなります。

6 領収書の発行

寄付者が義援金について税制上の優遇措置を希望される場合は、別紙「領収書希望者名簿」により必要事項を記入のうえ本会へ送付してください。

後日領収書を発行いたします。